

# NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト 理事の職務権限規程

## (目的)

第1条 この規程は、NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト（以下「当法人」という。）の定款第4章の規定に基づき、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## (理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

## (代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

## (業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるとおりとする。

## (細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議による。

## 附 則

1 この規程は、この法人の成立の日から施行する。

(別表)

## 理事の職務権限

決裁事項		
項目	決裁権者	
	代表理事	業務執行 理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張に関すること	○	
契約の締結	○	
一件税別20万円以下の契約に基づく支出（30万円超は理事会承認）	○	
法人の諸規程・諸規則に基づく支出（旅費交通費等）		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、 一件につき3万円未満の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、 一件につき3万円以上の支出	○	
研修会等事業の実施に関すること	○	
会費に関すること	○	
職員の教育・研修に関すること	○	
渉外に関すること	○	
福利厚生（役員含む）に関すること	○	
金融機関を指定すること	○	
寄附に関すること	○	
訴訟に関すること	○	
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○	
外部に対する文書発簡（重要なもの）		○